〇 主文

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

〇 事実

第一当事者の申立て

- 控訴人

1 原判決を取り消す。

- 2 被控訴人が昭和四四年三月一四日控訴人に対してした清算所得に対する法人税額を六〇四万〇八〇〇円とする決定及び重加算税二〇九万〇五五〇円を課する旨の決定を取り消す。
- 3 訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。
- 二 被控訴人

本件控訴を棄却する。

第二 当事者の主張

次のとおり削除、補正するほかは、原判決事実摘示のとおりであるから、これをこ こに引用する。

第三 証拠関係(省略)

〇 理由

一 当裁判所も、控訴人の本訴請求は失当としてこれを棄却すべきものと判断するものであつて、その理由は、次のとおり削除、補正するほかは、原判決の理由説示と同一であるから、これをここに引用する。

1 原判決五一枚目表二行目から同五五枚目表九行目までを削除する。

預入れ、払戻しとも一度も行われていない。)を考慮に入れても、控訴人代表者の右供述部分は採用することができない。」と、同四〇枚目裏七行目から八行目にかけて「Bに対するものに変更されているが、」とあるのを「抹消され、あらためてCからBに対し所有権移転登記が経由されているが、」と、同四一枚目表三行目に「交換し、」とあるのを「交換され、」とそれぞれ改める。 3 原判決四〇枚目裏一三行目及び同末行を次のとおり改める。

「ある。 原審証人Dの証言並びに原審及び当審における控訴人代表者の供述中、以上の認定 に反する部分は、前掲各証拠に照らし採用することができない。

金」と、同四六枚目裏一三行目の「前掲」から同四七枚目表一行目の「認めら れ、」までを「<地名略>の建物の控訴人解散当時の帳簿価額が三〇万五〇〇〇円 であったことは当事者間に争いがなく、前掲乙第二〇号証によれば、く地名略>の 土地の右帳簿価額は三〇万円であつたことが認められ、」と、同一〇行目に「二 号」とあるのを「三号」と、同一一行目から一二行目にかけて「国税通間法九○条 一項・九一条一項」とあるのを「昭和四五年法律八号による改正前の国税通則法九 〇条一項」とそれぞれ改める。

6 原判決四八枚目表一行目に「原告とする旨の補足契約書」とあるのを「控訴人代表清算人Bと訂正する旨の補足約定書」と、同二行目に「補正」とあるのを「補完」と、同一一行目に「(乙第四号証)」とあるのを「(乙第四号証の本文部分) 及び本件契約(二)の覚書(甲第二六号証)」とそれぞれ改め、同枚目裏三行目に 「課税標準の」とある次に「計算の」を加える。

7 原判決四九枚目表二行目の「申告し」から同三行目の「右納付額を」までを これに対する法人税額を六万七六八〇円と修正申告したこと、第一次処分によ り既に納付の確定した右の額を」と、同枚目裏五行目から六行目にかけて「これに対する法人税納付義務の成立」とあるのを「清算所得に対する法人税の納付義務が 生じたこと」とそれぞれ改め、同五〇枚目表一〇行目に「第二次処分により」とあ る次に「控訴人の申告した所得金額及び法人税額をいずれもゼロと」を加え、同枚 目裏四行目に「前記五のとおり、」とあるのを「前記二1の判示のとおり、」と改

そうすると、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却する ととし、控訴費用の負担につき行政事件訴訟法七条、民事訴訟法九五条、八九条 を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 鈴木 潔 鹿山春男 河本誠之)